

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1174号

2022年（令和4年）12月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の
手続に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に
提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）11月29日付けで諮問（第1174号）された身体
障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の手続に関
することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供す
ることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

本件については、令和3年5月にデジタル改革関連法が公布・施行されたことにより、すでに情報連携している身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳と同様に療育手帳についても情報連携の対象となったため、マイナンバーを利用して個人のマイナポータルを經由し、療育手帳情報を閲覧できるようこととなった。

療育手帳情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第8号別表第二に規定される特定個人情報であり、かつこの特定個人情報が番号法第23条第2項第1号に規定される不開示情報に該当する場合には、情報提供者である各都道府県が不開示設定をする必要がある。

このため、神奈川県立総合療育相談センター地域企画課から、市町村で

台帳を管理している療育手帳所持者に関し、神奈川県が療育手帳情報のマイナンバー連携を行い、その際DV・虐待等被害者の情報を不開示処理するため、県内市町村が対象者の情報提供を求められたものである。

(2) 個人情報をも目的外に提供することについて

ア 提供する個人情報

藤沢市で療育手帳の台帳を管理している障がい者のうち、住民基本台帳事務における支援措置申出書を提出している者に関する以下の情報

- (ア) 本人氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 手帳発行者
- (エ) 手帳番号
- (オ) 住民基本台帳事務における支援措置の申請について

イ 対象者

13人(2022年10月31日時点)

ウ 目的外の提供先

神奈川県立総合療育相談センター地域企画課

エ 目的外提供の根拠規定

藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第2項第4号

オ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 目的外に提供する必要性

この情報連携では、マイナンバーを利用して個人のマイナポータルを經由し療育手帳情報の閲覧を請求した場合、情報提供者である県は、療育手帳に記載された情報を中間サーバーに記録した情報から自動応答で回答することとなる。

地方公共団体情報連携中間サーバーにおいては、市町村の中間サーバーと県の中間サーバーが分離しているため、市町村で把握しているDV・虐待等被害者に係る不開示の情報は県のサーバーに反映されません。そのため、市町村の中間サーバーで、居所につながる情報を秘匿するため不開示の設定をしても、今回のケースでは神奈川県が、改めて不開示の設定をする必要がある。

本件において、目的外提供する個人情報は、療育手帳を持っている方のうちDV・虐待等の被害を受けている方の情報になるが、本市では、DV・虐待等被害者が加害者から逃げている場合、居所を秘匿するためにはまず住民記録の不開示を届け出ることになる。本市では市民窓口センターで受け付けしている「住民基本台帳事務における支援措置申出書」および「支援措置にかかる情報提供等について(同意書)」がこれに当たり、この申し出をすることにより、不開示処理をするほか、関係課で情報共有することで居所の秘匿に努めている。今回の神奈川県からの提供依頼に対しては、神奈川県が目的を達成する手段として本市が保有する支援措置の対象者の情報以外に代替するものがな

く、対象者の生命、身体、財産を保護する観点から、目的外提供の必要があると判断したものである。

(イ) 本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、療育手帳所持者が住民記録の不開示を届け出ている場合、登録のある住所地に住んでおらず通知が届かないケースや、電話等の連絡が繋がらないことも多いことから、対象者本人に対して通知が届かない、または電話連絡が繋がらない可能性がある。

以上から、本人と連絡がとれない場合、合理的理由があると認められるため、本人通知を省略することとしたい。

(3) 実施日（予定）

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、調査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京税関調査部統括審理官に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 療育手帳情報のマイナンバー連携に係る確認について（事務連絡）
- イ 療育手帳のマイナンバー連携に係る確認 回答票
- ウ 療育手帳情報のマイナンバー連携不可の情報
- エ 関連法条文抜粋
- オ DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について（事務連絡）
- カ マイナンバーを活用した情報連携の拡大等について（厚生労働省）
- キ 住民基本台帳事務における支援措置申出書
- ク 支援措置にかかる情報提供等について（同意書）
- ケ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関も説明するとおり、この情報連携では、マイナンバーを利用して個人のマイナポータルを經由し療育手帳情報の閲覧を請求した場合、情報提供者である県は、療育手帳に記載された情報を中間サーバーに記録し

た情報から自動応答で回答することとなる。

地方公共団体情報連携中間サーバーにおいては、市町村の中間サーバーと県の間サーバーが分離しているため、市町村で把握しているDV・虐待等被害者に係る不開示の情報は県のサーバーに反映されません。そのため、市町村の中間サーバーで、居所につながる情報を秘匿するため不開示の設定をしていますが、今回のケースでは神奈川県が、改めて不開示の設定をする必要がある。

本件において目的外提供する個人情報は、療育手帳を持っている方のうちDV・虐待等の被害を受けている方の情報になるが、本市では、DV・虐待等被害者が加害者から逃げている場合、居所を秘匿するためにはまず住民記録の不開示を届け出ることになる。本市では市民窓口センターで受け付けしている「住民基本台帳事務における支援措置申出書」および「支援措置にかかる情報提供等について（同意書）」がこれに当たり、この申し出をすることにより、不開示処理をするほか、関係課で情報共有することで居所の秘匿に努めている。今回の神奈川県からの提供依頼に対しては、神奈川県が目的を達成する手段として本市が保有する支援措置の対象者の情報以外に代替するものがなく、対象者の生命、身体、財産を保護する観点から、目的外提供の必要があると判断するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存し、原則通知を実施する。

しかし、本件の目的外提供は、療育手帳所持者が住民記録の不開示を届け出ている場合、登録のある住所地に住んでおらず通知が届かないケースや、電話等の連絡が繋がらないことも多いことから、対象者本人に対して通知が届かない、または電話連絡が繋がらない可能性がある。

以上のことから判断すると、原則本人に通知を行うが、本人と連絡がとれない場合には、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上